

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 条 例

○宮城県条例等の一部を改正する条例

(税 務 課)

一

ページ

## 条 例

宮城県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

宮城県条例等の一部を改正する条例

(宮城県条例の一部改正)

第一条 宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(一)を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。以外の方が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「以下この節及び附則第十條の二第二項において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二條第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四條の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八條第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二條第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行

うもの(導管ガス供給業を除く。第四十條第二項、第四十一條第四項及び附則第十條の二第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額  
第四十條第二項中「ガス供給業」の下に「導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節及び附則第十條の二第一項において同じ。)」を加える。

第四十一條第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、

同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第三十八條第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三三を乗じて得た金額

第五十三條の二第二項中「第六十條第十項」を「第六十條第十一項」に改め、同条第三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 県税事務所長は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第六十條中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第五項第四号」を「第七項第四号」に、「第五十三條の二第六項」を「第五十三條の二第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五十三條の二第六項」を「第五十三條の二第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 県税事務所長は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までの規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第六十二條の二中「第十一項又は」を「第十二項又は」に改め、同条の表第五十四條の二第二項

の項中「及び第十一項」を「及び第十二項」に改め、同表第六十条第十一項の項中「第六十条第十一項」を「第六十条第十二項」に改める。

附則第七条の第三項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項、第四十七項及び第四十八項(同条第四十九項)」を「第四十三項、第四十九項及び第五十項(同条第五十一項)」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改める。

附則第十条第三項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「附則第六条の二第七項」を「附則第六条の二第九項」に改め、同条第五項中「附則第六条の二第八項」を「附則第六条の二第十項」に改め、同条第六項中「総務省令で定める」を「法施行規則附則第二条の九第四項に規定する」に、「附則第六条の二第九項」を「附則第六条の二第十一項」に改め、同条第七項中「附則第六条の二第十項」を「附則第六条の二第十二項」に改める。

附則第十条の二第二項中「第五項」を「第六項」に改め、「同条第二項第二号に規定するガス供給業をいう。次項において同じ。」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一・一八に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同項を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特例期間に終了する各事業年度に係る法人の行う特定ガス供給業に対する事業税の額は、第四十一条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・五一九を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・八〇八五を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三三六を乗じて得た金額

附則第十条の二の四第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則第十条の七中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十一條第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に、「令和四年三

月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第二十三項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、同条に次の一項を加える。

7 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第二項に規定する医療機関の再編の事業により令附則第七条第二十四項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十一条の二第二項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

(宮城県県税条例の一部を改正する条例附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

第二条 宮城県県税条例の一部を改正する条例(令和二年宮城県条例第四十七号)附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。）」以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を「以下この節及び附則第十条の二第二項において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同法」を「同法」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(第四十一条及び附則第十条の二において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。))を行う者に限る。))が行うもの(導管ガス供給業を除く。第四十条第二項、第四十一条第四項及び附則第十条の二第四項において「特定ガス供給業」という。)) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合計額 第四十条第二項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下こ

の節及び附則第十条の二第一項において同じ。」を加える。

第四十一条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

附則第十条第三項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「附則第六条の二第七項」を「附則第六条の二第九項」に改め、同条第五項中「附則第六条の二第八項」を「附則第六条の二第十項」に改め、同条第六項中「総務省令で定める」を「法施行規則附則第二条の九第四項に規定する」に、「附則第六条の二第九項」を「附則第六条の二第十一項」に改め、同条に次の一項を加える。

7 特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であった者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社とその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社

に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして法施行規則附則第二条の十に規定するものを行う場合における第三十九条第一項第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から附則第六条の二第十二項に規定する収入金額を控除した金額による。

附則第十条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「同条第一項第二号に規定するガス供給業をいう。次項において同じ。）」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一・一八」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特例期間に終了する各事業年度に係る法人の行う特定ガス供給業に対する事業税の額は、第四十一条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・五一九を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・八〇八五を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三三六を乗じて得た金額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）附則第七条の三第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の法人の県

民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び第七項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第三十八条第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十条第十項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（第七項において「ガス製造事業者等」という。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この項及び第七項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項において「令和二年改正前法人税法」という。）第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第七項において同じ。）に係る当該法人の個別所得金額（令和二年改正前法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。第七項において同じ。）の計算の例により算定していたものとみなす。

5 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の宮城県条例の一部を改正する条例（令和二年宮城県条例第四十七号）附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の宮城県条例（以下「新令和二年改正前条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新令和二年改正前条例第三十八条第一項第三号、第四十一条第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項並びに附則第十条の二第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和二年改正前条例第三十八条第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス製造事業者等に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を改正法第五条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を改正法第五条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。